

一定の規模以上の土地の形質の変更届出について

一定規模以上の土地の形質を変更しようとする者は、事前に大分市に届出をする義務があります(土壤汚染対策法第3条第7項、第4条第1項)。

届出された土地が特定有害物質による汚染のおそれがあると認められる場合、市は土壤の調査命令を发出し、その結果汚染が確認された場合には、健康被害のおそれの有無により要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定します。これらの区域に指定されると、土地の形質の変更や土壤の搬出などについて法の規制を受けることとなります。(土壤汚染対策法第4条第3項)

1. 届出が必要となる場合

●土地の掘削範囲と盛土範囲の合計面積が3,000㎡以上となる場合

ただし、現に有害物質使用特定施設が設置されている(または設置されていた)工場・事業場の敷地においては、土地の掘削範囲と盛土範囲の合計面積が900㎡以上となる場合

<例外行為>

- ① 次のすべてに該当する行為
 - ・土壤を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出しない。
 - ・土壤の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を伴わない。
 - ・土地の形質の変更に係る部分の深さが50cm未満である。
- ② 通常の農業の行為(土地の変更の区域外へ土壤の搬出を伴わないもの)。
- ③ 林業の作業路網の整備(土地の変更の区域外へ土壤の搬出を伴わないもの)。
- ④ 鉱山関係の土地(鉱山保安法に規定する鉱山)において行われる形質変更。
- ⑤ 非常災害のために必要な応急措置として行う行為。

●有害物質使用特定施設の使用廃止に係る土壤汚染状況調査が一時的に免除されている土地(法第3条第1項ただし書の確認を受けた土地)において、土地の掘削範囲と盛土範囲の合計面積が900㎡以上となる場合

<例外行為>

- ① 次のすべてに該当する行為
 - ・土壤を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出しない。
 - ・土壤の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を伴わない。
 - ・土地の形質の変更に係る部分の深さが50cm未満である。
- ② 鉱山関係の土地(鉱山保安法に規定する鉱山)において行われる形質変更。
- ③ 非常災害のために必要な応急措置として行う行為。

	形質の変更を行う土地	届出対象面積	届出時期
法第4条	①下記②～④以外の土地	3,000 ㎡以上	土地の形質の変更の 30 日前まで (届出日と着手日の中 30 日以上)
	②有害物質使用特定施設を設置している工場・事業場の土地	900 ㎡以上	
	③有害物質使用特定施設の使用廃止に係る土壤汚染状況調査義務のある土地(④以外)		
法第3条	④有害物質使用特定施設の使用廃止に係る土壤汚染状況調査が一時的に免除されている土地 (同条第1項ただし書の確認を受けた土地)	900 ㎡以上	あらかじめ

2. 届出書類

(1) 届出書

法施行規則第21条の2第1項、第23条第1項の規定に基づく届出様式第6(別紙)

(2) 添付書類

- ① 土地の形質の変更をしようとする土地の所在地の地図
- ② 土地の形質の変更場所を明らかにした平面図、立面図、断面図(工事図面のコピー可)
掘削部分と盛土部分を区別して表示してください。
平面図については、形質変更箇所ごとに面積を記載してください。
断面図については、形質変更箇所ごとに形質変更の深さを記載してください。
- ③ 土地の所有者を確認できる書類
登記事項証明書(最新のもの、コピー可)
※登記事項証明書における土地所有者と実際の土地所有者が異なる場合は、別途、実際の土地所有者の所在を明らかにする書類(土地の売買契約書、工事請負契約書など)
- ④ 公図の写し
コピーまたは公図をもとに作成した連続図でも可、土地の形質変更の範囲を赤枠で明示してください。
- ⑤ 土地利用履歴書(別紙参照)
- ⑥ 地歴調査票(別紙参照)
- ⑦ 土壌汚染状況調査(任意)
土地の所有者等の全員の同意を得て、土壌汚染状況調査を行い、その結果を土地の形質の変更の届出に併せて報告することができます。(法第4条第2項)

3. 届出期限

(1) (2)以外の土地

土地の形質の変更に着手する日の30日前まで
(届出日と着手予定日の中に30日以上とってください)

(2) 法第3条第1項ただし書の確認を受けた土地

あらかじめ

4. 届出部数

2部(うち1部は届出者の控えです。)

5. 届出先

大分市環境対策課 水質担当班

問い合わせ先

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号
大分市 環境部環境対策課 水質・土壌担当班
電話 (代表) 097-534-6111 (内線1514, 1515)
(直通) 097-537-5753

特定有害物質及び区域の指定基準

	特定有害物質の種類	土壌溶出基準	土壌含有基準	
第一種特定有害物質	揮発性有機化合物	クロロエチレン	0.002mg/l以下	
		四塩化炭素	0.002mg/l以下	
		1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下	
		1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下	
		1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	
		1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/l以下	
		ジクロロメタン	0.02mg/l以下	
		テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	
		1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/l以下	
		1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下	
		トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	
		ベンゼン	0.01mg/l以下	
第二種特定有害物質	重金属等	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	45mg/kg以下
		六価クロム化合物	0.05mg/l以下	250mg/kg以下
		シアン化合物	検出されないこと	50mg/kg以下 (遊離シアンとして)
		水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと	15mg/kg以下
		セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	150mg/kg以下
		鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	150mg/kg以下
		砒素及びその化合物	0.01mg/l以下	150mg/kg以下
		ふっ素及びその化合物	0.8mg/l以下	4000mg/kg以下
		ほう素及びその化合物	1mg/l以下	4000mg/kg以下
第三種特定有害物質	農薬等	シマジン	0.003mg/l以下	
		チオベンカルブ	0.02mg/l以下	
		チウラム	0.006mg/l以下	
		ポリ塩化ビフェニル (別名: PCB)	検出されないこと	
		有機りん化合物	検出されないこと	

様式第六（第二十一条の二第一項、第二十三条第一項関係）

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

年 月 日

大分市長

殿

届出者

(氏名又は名称及び住所並びに法人
にあっては、その代表者の氏名)

第3条第7項
第4条第1項
土壤汚染対策法
の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更について、次のと
おり届け出ます。

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地	
土地の形質の変更の場所	
土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ	
土地の形質の変更の着手予定日	
法第3条第1項のただし書の確認を受けた土地において法第3条第7項の規定による土地の形質の変更をする場合	工場又は事業場の名称
	工場又は事業場の敷地であった土地の所在地
現に有害物質使用特定施設等が設置されている工場又は事業場の敷地において法第4条第1項の規定による土地の形質の変更をする場合	有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場の名称
	有害物質使用特定施設の種類
	有害物質使用特定施設の設置場所
	特定有害物質の種類

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

記入例

様式第六（第二十一条の二第一項、第二十三条第一項関係）

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

令和3年4月1日

大分市長
〇〇 △△ 殿

届出者

大分市荷揚町2番31号
大分市役所株式会社
代表取締役 大分 太郎

該当しない方に取り消し線

第3条第7項
第4条第1項
土壌汚染対策法の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更について、次のとおり届け出ます。

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地	大分市大字△△□□番 他○筆
土地の形質の変更の場所	別添図面参照
土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ	3,080㎡（切土2,200㎡、盛土880㎡） 最大掘削深さ ○〇m
土地の形質の変更の着手予定日	令和3年5月2日
法第3条第1項のただし書の確認を受けた土地において法第3条第7項の規定による土地の形質の変更をする場合	工場又は事業場の名称 工場又は事業場の敷地であった土地の所在地
現に有害物質使用特定施設等が設置されている工場又は事業場の敷地において法第4条第1項の規定による土地の形質の変更をする場合	有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場の名称 有害物質使用特定施設の種類の 有害物質使用特定施設の設置場所 特定有害物質の種類

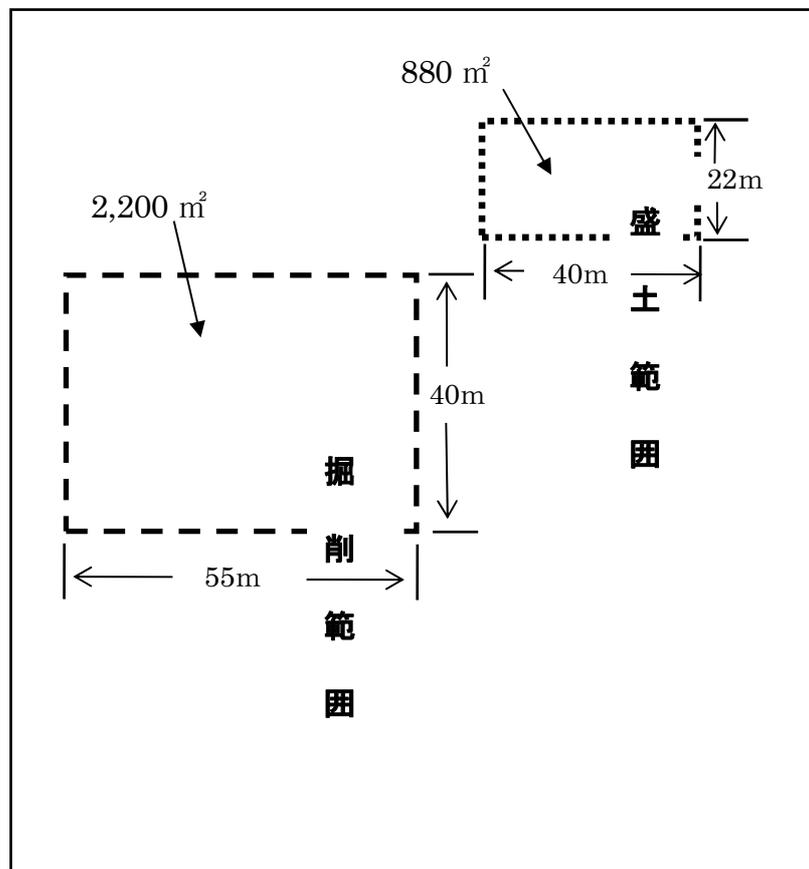
法第3条第1項のただし書の確認（調査の一時免除）を受けた土地の場合に記載

有害物質使用特定施設を設置する事業場の場合に記載

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

作成例（様式は自由 工事図面の写しでも可）

土地の形質の変更場所の図面



切土 : 2,200 m²

盛土 : 800 m²

合計 : 3,080 m²

作成例（様式は自由）

土地利用履歴書

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地

大分市大字△△□□番

年月日	内容	備考
～昭和30年	農用地として利用	ビニールハウスで〇〇生産のため、 ◇◇農薬を使用、燃料として△△使用
昭和30年6月	金属製品製造業（〇〇株） 稼働開始	メッキに六価クロムを使用
昭和50年3月	工場閉鎖	
昭和55年1月	スーパーマーケット設営	
平成30年3月	スーパーマーケット閉鎖	
令和3年5月2日	分譲マンション建設の着工 予定	